

## サードプレイスとは、

### 自宅や職場と隔離された、心地の良い第三の居場所

中立領域	特定の団体や 政治組織宗教組織に属していない場所である
平等主義	個人の経済的 社会的地位は意味がなく 参加する為の必要条件は無い
活動方針	遊び心や楽しい会話が活動のメインであり そのトーンは気軽で優しい
態度姿勢	常に健全で謙虚で派手さは無く 家庭的であらゆる階層の人を受け入れる
仲間意識	ここに集まる人達は 暖かい感情を共有し 精神的にも成長を目指す

## サードプレイス倶楽部 会則

- 第一条 (名称)  
この会は、サードプレイス倶楽部と称する。
- 第二条 (事務所)  
この会の事務所は、大阪府中央区備後町2丁目5番8号  
綿業会館ビル5階に置く。
- 第三条 (運営)  
この会は、株式会社サードプレイス(代表 村塚章介 同住所)が主に  
運営するものとする。
- 第四条 (目的)  
この会の目的は、会員の親睦を図り、交流・情報交換を通して、健康で豊かな  
人生を送れるように、会員が互いに協力し合い活動できる場とする。  
また、定年退職者、若手経営者等の新規加入を図り人脈を広げ、会員各社の  
ビジネスチャンスの増大に繋げる場として活用する。
- 第五条 (会員)  
この会の会員は、会の目的に賛同し入会したものとする。
- 第六条 (入会)  
会員として入会しようとする場合は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承諾  
を得るものとする。

第七条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

月会費 10.000 円とする。

第八条 (特典)

会員の特典として、

①事務所内での執務・その他の利用

②綿業会館内の施設（レストラン・バー・会議室・応接コーナー）の利用

第九条 (役員)

この会には、会長 副会長を置く。

会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、これに事故がある時又は欠席の時は、その職務を代行する。

第十条 (退会)

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

第十一条 (総会)

この会の総会は、会員を持って構成し年に1回開催するものとする。

但し必要がある時は、随時に開催できるものとする。

総会は以下の事項について議決する。

会則の変更・解散・役員を選任又は解任・事業報告・その他

第十二条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十三条 (事業報告及び決算)

会長は、毎事業年度終了後2カ月以内に、事業報告書・収支計算書を作成し総会の承認を得なければならない。

第十四条 (事務局)

この会の事務を処理するため、事務局を置く。

第十五条 (委任)

この会則にさだめのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に決める。

付則 この会則は、令和5年4月1日から施行する。